

通年議会について（全国の事例から）

Q.なぜ条例改正が必要か

単に運用による通年議会化は、仮に実質的効果は同じであっても、あくまでも通年議会的な運用に過ぎず、法的根拠により通年議会を施行することが本筋である。また運用による場合、容易に通年議会としないこともでき、議会の根幹とも言える本会議の開催の在り方が度々変更されることは望ましくないため。

Q.なぜこのタイミングか

通年議会の開始は改選前期の議会基本条例検証委員会において反対という委員はいなかったものの、慎重に検討すべきなどの意見もあり、当時直ちに条例に追加することはせず、今期の早い時期からその施行を検討することが全会一致で合意され、申し送りとされていた。そのため今期中、つまり最終年度である今年度中に、実施のため協議・調整することが原則である。また改選前に条例改正を行い、施行を決定することにより次期市議選に立候補する者はその前提で立候補することとなるため、改選後に再度の議論を惹起することが無い。

Q.メリット・デメリットはなにか

【メリット】

専決処分を少なくすることができる

突発的な事件、災害、緊急の行政課題が発生しても、すぐに対応できる

本会議や委員会等の日数・時間が増え、充実した審議が行える。特に委員会調査が充実する

【デメリット】

行政等の事務負担が増える

議会開催の経費が増加する

行政側が求めに応じて本会議に出席しなければならず、通常業務に影響が出る

議員の地域活動が制限される可能性がある

節目がなくなりメリハリがなくなる

Q.施行するにあたって整理すべき事項はどのようなものがあるか

開議に係るルールの設定（市長から開議請求があった場合の手続き）

専決処分の取り扱い

一事不再議（特に陳情について）

請願の提出期限

会議録の調製（発言の訂正・削除を含む）

添付資料：

三重県議会（H25.10）による検証【資料5-1】

総務省「通年会期制に関する調査」（R3.4.1）【資料5-2】

相模原市「会議規則」第14条、第62条【資料5-3】